

## 近世における米生産費の事例(その1)

誌名	農林統計研究
ISSN	09161538
著者	浦川, 清雄
巻/号	26号
掲載ページ	p. 50-57
発行年月	1974年9月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター  
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council  
Secretariat



---

 文献紹介
 

---

## 近世における米生産費の事例

(その1)

浦川清雄

## まえがき

昨年(昭和27年)の第8巻第3号で江戸時代の資料から「宝暦年間の仙台藩の農家の生活」なる論で当時の農家の生活の一端を資料によって紹介したのであるが、今回は近世における米の生産費について、資料に基づきながら若干の事例について紹介してみたい。

この種の事例は、郡奉行、代官系統の役人が書いた地方書や、名主庄屋級の村役人の仕事をやっていた人の書いた本、学者が書いた上申書、意見書的なもの、その他農書と呼ばれている純技術書の中にも見受られる。

史学者、経済史学者等の著書の中にもいくつかその事例が引用されている。

事例の中の数字を吟味してみると、約得のゆかぬものや、理解に長い時間がかかることがある。これは、専門家が分り切ったこととして説明を割愛したので分らないというような、私の学力不足が原因していることのあるのは認めるが、原書からの写し違い、誤読、数字の脱漏、原著者の計算違いではあるまいかと思われるものが混在していることも関係している。

書名が違うが内容が同じもの、底本を異にするもの、同一の本から引用されたと思われるもの等、二、三の事例は、照合訂正することが出来、それをやってみて、第一に必要なことは、全事例について照合を行なって訂正することが先決だと思いつく感じたが、私の力では不可能であり、前後の文を読んで推量するに止まった。

この文は、題名の示す通り、近世の米の生産費の事例を紹介するのがねらいであるが、合せて研究への手引になるものをも考えたものである。そのためには、事例の中の字句の説明の外、当時の米価、貨幣の交換率、地域の農業技術の水準、検地、検見等年貢徴収に関する事項、度量衡、特に、枴の種類等、事例の背景となっている当時の状況についての知識が伴わなければならない。そう考えると、手引を書く資格なぞ全くない事になるが、他日改めて、近世の農家経済、生産費について再度取組むので、不明の点は不明のままとして手引になるものを書いたつもりである。

ここで引用する文献の主なものを掲げると次のようなものである。

## &lt;年貢徴収者側の資料&gt;

- 「本佐録」 (本田佐渡守正信の記)
- 「免法記」 (近世地方経済史料6巻)
- 「地方竹馬集」 ( " 第2巻)
- 「地理細論集」 (日本経済叢書第14巻)
- 「督農要略」 (近世地方経済史料第3巻)
- 「地利要方」 ( " 第1巻)
- 「改作要録」 (日本農民史料集粹4巻)

「地方凡例録」(日本経済叢書)

<民間側の資料>

「親民鑑月集」(愛媛県教育会壮字和部落)

「才蔵記」(近世地方経済史料第2巻)

「耕球春秋」(日本経済叢書第14巻)

「民間省要」(日本経済叢書第1巻)

「兵制新書」(日本経済叢書24巻)

「農具揃」(近世地方経済史料第6巻)

近世では、生産費ということばは使用されていない。明治以降のものだろうと思われる。生産費を言い現わすことばとしては、米1石、1反歩の耕作入用とか、糞し、手間、農具等の入用といった字句が使用されている。現在の生産費の定義のような厳密なものではないけれども、かなり、それに近い概念のもとに使用されているものもある。各事例を書いた人々がそれぞれ自分なりの判断で米をつくるに必要な経費と思われるものを数字で示しており、生産費として取上げている費目にも違いがある。そこで整理を進める上では自分なりの割り切り方を行ない、費目に違いがあるものなどは単に1費目の数字だけのものでも拾い上げた。年貢以外の百姓の作徳分と見なされている中から出す付加税的なものも含めたものもあるが、生産費としては削除しし。又、労力が大きな割合を占め、各事例の作業開始期は一致しているが、終りには差異があり、年貢積み出しの河口までの運搬労力(津出し)を見込んだもの、俵、縄づくりの労力まで含めたもの、刈上収納までとしたもの等ちがいがあるが、多くは玄米にして俵入までのものが多いので、出来るだけそれに一致させた。いくつかの事例は、著者の経歴等から大きく分けて、年貢徴収者側の(郡奉行、代官等いわば官側の)見た生産費と、民間側(農家、学者等)の生産費とに分類できる。二つに分類した理由は、本文を読めば了解されると思うが簡単にふれておくと、現在の生産費は米価決定のためと一つには米作経営のための資料としての役割を有している。

近世の生産費の事例は、何等かの形で年貢徴収ということと関連し、それだけに年貢を徴収する役人側と、徴収される農民側とは、立場が正反対であり、それが事例としてあげる生産費の数字にも反映している感があり、二つに分けて話を進めることにする。

## 〔I〕 年貢徴収者側の米の生産費の事例

徳川家の藩祖家康を助けて治政上大きな功労があったと言われている本多佐渡守正信が天下の治乱、国家の盛衰等を書き記した「本佐録」の中で、百姓の仕置の事として次のように述べている。

「百姓は天下の根本也。是を治めるに法有。先づ、1人1人の田地の境目を能立て、さて1年の入用、作食をみつもらせ、其余を年貢に約むべし。百姓は財の余らぬように不足なきように治る事道なり云々」。

この農政上の根本となった考え方は、後世迄引つがれており、他の藩でも似たような方針をとっていた感がある。

明治以降になって封建領主が農民を生かさず殺さずの処遇をしていたという批判の根元は、この「本佐録」の中の短文に集約されている。

1か年分の入用作食を具体的にどの程度に見積り控除するかということが同じく、余さず不足なきようにとの方針をとるにしろ、かなりの開きが生ずることになる。

役人側の米の生産費としてあげるものは、この年貢徴収に当り、入用、作食分として控除しようとしたものを取上げている。

役人側の立場で書いた米の生産費の事例は、後で述べる〔Ⅱ〕の民間側の立場で書いたもの比べると総体として内容としてはお粗末なものが多い。

これは、年貢徴収に当る役人の心覚えとして示されたものであり、役人だけの間の秘密であり、公けに農民に告示されたものではない。徳川も時代が下がると、農民の入用分を予め差引くといった具体的なやり方は姿を消して、ただ耕作を続けさせるためには、費用分を考慮しなければならぬといったことばとして残った。もともと、税率を示すことばとして当時は、さし許すという本来の意味を持つ「免」が使用されたように、費用分を予め控除するという事も役人側の一方的な恩恵と見ており、藩財政が苦しくなるにつれ廃止されたものだろう。その時期は藩により異なり、かなり遅く迄存続したところもあったろうが、幕領では享保年間時の勘定奉行、神民若狹守が色取検見（実際に立毛に基づいて年貢をとるやり方）を採用した頃より、あまり遅い年次ではなかったことが地方書の記事から推察される。

以下著書の年代の古い順序に事例をあげる。

### 1. 免法記（近世地方経済史料6巻より）

松江藩士、岸崎佐久治が寛文2年（1662）に書いたもので地方書としては最も古い。貞享3年福見与次右衛門、寛政8年石倉思敬写之とあり、文政13年佐野藤一郎の添書きがあり、長い年代にわたって地方書として、重んじられた本であることが伺える。原伝氏の著書松江藩の経済史の研究の中の農家経済の章に農政割記延享5年（1748）より引用している米の生産費の事例もこの免法記の一部である。

この本は、村毎の免を決定する場合の役人の手引書的なものだが、免決定のための計算参考表とも言うべきもので、同じく、「竿高」百石、「上り高」120石で、最上田反当1石7斗高のものから5升きさみで最下田7斗の高もの迄21の事例を表にしてのせている。寛政年間の石倉思敬の著書伝法記、地方問答記によると、「竿高」は一般に言われている石高であり、いわば基準収穫高である。「上り高」は、検地の際、6尺5寸竿の所と6尺3寸竿の場所とあり、5寸竿使用の場所では2割だけ「高」を上げたもの。同じ藩内でも区別されていたようだが、寛政年当時には「上り高」で統一されている。21の事例は「竿高」「上り高」とも同じだが、反当りの高を異にするにつれ面積がちがひ、最上田1石7斗代では5町8反8畝、最下田7斗代では14町2反8畝である。「免法記」では検地平均石代10町、100石とあるので、平均的事例としてそれを示すと、

#### ア 原文

上り高120石。竿高100石。田10町 但し1石代  
 物成。53石7斗7升3合。免竿高5ツ3歩8厘、上高4ツ4歩8厘  
 口米。1石7升5合 但し物成100石につき2石宛  
 夫米。7石2斗 但し竿高100石につき如斯  
 取小以。62石4升8合 蔵定約  
 ○米 25石 但荒起より苗代植付草取刈上迄。田1反に25人かかり  
 此人夫2,500人 但1人に付納1升宛貸飯米  
 ○米 5石 種米、此粃10石、1反に粃1升宛  
 ○米 3斗6升5合 糠ワラ、畳ゴモ、綿銀、緋丈銀合面判銀10匁8分と裏判銀2匁  
 此丁銀13匁7分、但米1俵に付丁銀15匁とメ  
 ○米 3升6合 愛宕米竿高100石に付如斯  
 ○米 2石 耕作農具入用  
 ○米 4石 米百石分扱こなし俵こしらえ、此人夫400人

但1人に付米2斗5升づつこしらえにメ、1人につき納1升宛貸飯米  
 ◎米1石5斗5升1合 欠米、成米62石4升8合（物成+古米+夫米）分1石に付欠米2升5合  
 づつ

引小以37石9斗5升2合（○印分の合計）

二ロメ 100石。

イ 説明

21の事例とも同じ様式である。この表の使い方は、今上例の反当1石の「高」の土地で坪刈りして1石5斗あった場合、150石収穫高になる。150石から元高100石を差引いた残り50石については反当高1石5斗の表の物成、口米、夫米の合計数字を適用し、増収分50石分の物成量（但し口米分除く）を算出、「竿高」「上り高」に対する割合、即ち、免を出し、地免（反高1石の時の免）に加えて、其年徴収すべき免を決定する。逆に、不足した時は、面積で引く。すなわち「上記1石代の例の場合○印をつけた分が百姓の徳分として控除する量であり、この中、ヌカワラ、畳ゴモ綿銀等の分3斗6升と愛宕米3升6合は「竿高」にかかるもので「反当りの高」作付面積の差異にかかわらず一定しているが、これは付加税的、公祖的なもので、いずれ上納なり、支出するもので残りの「○印」の種、労力分、農具代分が実際の費用、生産費として控除した分ということになる。反当で表示すると（代1石だから、1石当りにもなる。）

労力	25人	米2斗5升	荒起しより刈上迄1人1升
種	粃1斗	" 5升	農具代 米2升
米こきこなし俵こしらえ（反当4人）	"	4升	1人米2斗5升こしらえ、1人1升宛貸飯米
計	29人	3斗6升	

最上田高1石7斗、下田高7斗の場合の反当の労力は31.8人（25人+米こしらえ分6.8人）、と27.8人（25人+米こしらえ分2.8人）となり、種、農具代は同じで、米換算では最上田3斗8升8合、下田3斗4升8合になる。それぞれ高の（基準収穫高）の約23%~50%になる。平均基準収量を1石と見ればを36%を生産費として見込んでいる。肥料代は見込んでいない。時代は寛文であり、地域的に見て金肥の使用少ないので削除したとも考えられる。なお、労力米換算に納1升貸飯米の字句を使用しているが、これは、原氏の著書によると、水稲作付当時飯米不足し耕作に従事し得ざる農民に対し、作食米、作付米という名で藩より貸出しをしたとあり、貸飯米は、これをさすものか。又、納1升の納だが、所々に京枡で何升という字句が見えるところから、他の藩にも見られるような徴収の時の枡と払出しの時で容量の異なった枡を使用してたことが分る。石倉思敬の寛政9年の「伝法記」に納升1升を京枡にして1升1合1勺とあり、全国的な統一枡とされていた京枡に比べ1割強大きい。

松江藩の年貢取方は、これで見ると6公4民だが、上記の事例のようなやり方も変遷しているが、「農政割記」の延宝5年頃には、なおこの表が使用されていたものと思える。

又、原氏の松江藩経済史の研究には文政3年の神門「出雲楯縫郡反新田出精仕様書」として毎年見取法によって年貢を徴収する新田1町歩についての耕作の手間を記載している。

作業別に人数と銭代を示し、外に飯米代、おかず、酒代の計1町歩で51貫500文賃金39貫飯米代5貫500文、その他6貫文、計50貫500文で1貫文脱漏。という数字をあげている。1町分の収穫高（1石6斗代1町分）16石、80貫文（1俵2貫文）に対し64.4%である。他との比較上野菜代、酒代分計貫文を除いても59.4%に当る。

前の「免法記」に比べると著しく高いが、「免法記」では労力分を1人1升の飯米だけを見ているのに対し、後者の例では賃金（男1人150文、女100文）と外に飯米（1人5合と免法記の半分だ

が)を見込んでおり、賃金分の有無による差が大きい。

肥料代等は含めていないから、なお、百姓としては楽ではないことは認めているが、藩側としては新田開発を促すため、藩の年貢徴収法の中でそれなりに寛大な取扱いを考えたものだろう。なお、この文政3年の事例から計算してみると反当労力は34人(男10人、女24人)で、このうち水取、収納手間俵拵には飯米を給与しないので、飯米は反当1斗5合(1日5合宛21人分)となる。

## 2. 地方竹馬集(近世地方経済史料第2巻)

幕領内の地方役人の心得を箇条書にして示してあり、末尾に宝暦12年とあるが、古島敏雄氏は、日本農学史の中で、野村兼太郎氏の研究に基づき、この本の成立期を元禄2年(1689)とし、著者甲府郡代平岡治郎左衛門かとしている。幕領内の地方書としては、貞享2年の豊年税書に次い古はい。

宝暦13年の武陽隠士の著書地方落穂集の中にも同じ様な記事があり、成立期から見て地方竹馬集より引用したものか。

地方竹馬集の中の「見分役人の見分に付覚書」の項に、「坪刈稲、たとえば上毛1坪刈りこなし候て1升6合あれば、1反歩に4石8斗なり。5合擧に2石4斗なり。右之2石4斗を4分取りの積にして9斗6升なり……さて4分取というのは、たとえば、右2石4斗の米を内4斗8升諸役小検見引に減じて残る1石9斗2升を半分取りに至す心なり。大法如斯大積りを付る也」とある。

予め控除すべきものとして上例では反当4斗8升をあげている。又「見分役人大通之取計之覚」の項では、上々村から下々村まで「高」「面積」を示し、実収量判定した場合について年貢徴収量を決定するやり方を示しているが、それによると予め控除するものとして、(1)種、肥料代、(2)諸役かかり、(3)被書量、(4)六尺給並料米の合計したものであり、一定したものではないが、上記の例の4斗8升がこれに該当することが分る。この中、生産費と見るべきものは(1)の種、肥料代の分だが、どれ位に見積っていたか一括してあげているためはっきりしない。上記の4斗8升の場合では実収高に対して20%に当る。種、肥料の生産費分だけなら当然20%より下る。又、「見分役心得べき大概の事」として40箇条ばかり箇条書きで示した中に、「其村田畑肥は何々仕候や、但鬮油槽など仕候はば1反に金子何程分遺候や、田畑共に之を尋ぬべし」と又「当村田畑種米1反歩に何程入候や並諸作り手入之次第名主組頭に之を相尋ねるべし」の文句があり、米の耕作法、費用を調べておく事が見分役人の当然の心得としていたことが分る。この40箇条ばかりの見分役人心得べき大概の事は、そっくりそのまま「続地方落穂集」に記載されているが、「続地方落穂集」では上記の肥料や種子量を探ねるという二つの条項だけ記載されていない。条文の順序配列から見て書き落したものでないことが分るから、意識して削除したものと思われる。

「続地方落穂集」は日本経済叢書の解題によると「地方落穂集」より後に別な人が書き加えたものだろうとされているから年代は宝暦13年よりさらに下がる。したがって、「地方竹馬集」と「続地方落穂集」とでは少くとも65年余経過している。後代になり年貢徴収上の組織制度が完備し、役人の税率判定技術が向上し、種、施肥量など聞取りする必要がなくなって記載しなかったというより、そうした入用分を控除するという方針をやめた、うすらいだという上層部の意向が反映した結果だろう。

\* 「地理細論集」、「督農要略」、「地利要方」の事例紹介については頁数の都合で割愛させて戴きました。(編集委員)

## 3. 改作要録(日本農民史料集粹4巻)田地割制度(近世地方経済史料8巻)

いずれも加賀藩の改作のことについて述べてあるが改作要録は年次がはっきりしない。田地割制度は、越中国の学者石黒信基(天保7年生、明治2年34歳で死亡)、が公務上備忘のため随時手記



## イ 説明

数字を合計してみると、71石8斗に5斗6升不足であるがこれは、鉄代9斗6升で6升脱漏、馬飼料代で5斗脱漏しているためでこれを補足すれば合致する。合計数字、田地割制度では71石8斗、改作要録では72石7升と2斗7升の違いがあるがこれは、籾通し籠2つ代を田地割制度では3升、改作要録では3斗と単位が一ケタちがうためである。大坪二市の慶応年間の本農具揃の図から見て、籾とうしは底にフジツル、糸等を網目に張った簡単なものと思われるので、米通しの三つで1斗と比べて3升が正しいと判定（又、著書耕稼春秋でも小米とうし代銀1匁5分、籾通し1匁3分とあり、値段が籾通しの方少し安い）、合計数字は田地割制度の71石8斗をとることにした。

草高は他領の石高であり、年貢徴収のもととなる基準収穫高である。反別は書いてないが、反当種籾量なり、末尾のメ高の反当1石7升7合から計算すると66反66……である。したがって反当基準収穫高である高は1石5斗になる。

年貢の徴収は、上例139石9斗2升（草高百石の土地で籾刈してみても実収がこれだけと見た量）、では開作に必要な入用分と、口米、夫銀分を差引き残りを徴収している。口米、夫銀分は何れにしる公納することになるから、生産費分として控除しているのは、竿高百石当り、種3石5斗、肥料代10石、農具代2石8斗9升、労力分常雇8人、米換算41石6斗、馬飼料10石5斗6升、外に、ミソ塩薪代3石2斗5升が該当する。反当にすると、種5升3合、肥料1斗5升、農具4升3合、労力6斗2升4合、飼料1斗5升8合、ミソ塩等4升9合、この合計1石7升7合。ミソ、塩、薪代分は他の書の事例では、入用として計上していないのが普通だからそれを除くと反当1石2升8合が生産費分と認められ高1石5斗に対し、68.5%に当る。開発村の例では実収高に対し48.9%になる他の本の事例に比べ、農具として数多くの種類をあげており、それだけ農具代が多くなっているがこれは開田には農具が絶対に必要であり全部を新規購入するものとして計上しているためである。

労力の米換算も飯米分と給米分に分けており、飯米では1日当り男6合、女3合として年間分を見ている等きわめて寛大な見積り方を見せている。恐らく調査した結果に基づいて、当時の農家の米作実態には近いものを認めたものだろうと思われる。

加賀藩は、承応年間から御改作と称し農政改革を実施、開田、地割等に手をつけているが上記の例は、開田を奨励するための特別な措置として取られたものだろう。

御改作方覚帳に、「新開之儀、其年翌年は百姓作取、3年目検地入、検地之年より其翌年迄半納取5年目より本納所仕候」とあり、事例としてあげたものは、この本納の場合の徳収の仕方を示すようにも受取れるが断定出来ぬ。又元禄年に御算用場から「歩刈と甲儀、先年有之事に候、其様子存候もの候はば委細書付可申候」といったフレが出ており、之に対し新川郡天正寺村の重右衛門からの申出た文が記載されており、先にあげた事例の後の開発村の源内が父の覚書きとして139石余の収量あった場合の文も元禄6年でありこの御算用場のフレに対しての回答と受けとれる。とすると上記の事例の適用は改作初期だけで4～50年過ぎた元禄頃には行なわれなくなったとも考えられるが断定は保留する。

## 7. 地方凡例録（日本経済叢書 巻、日本史料選書4）

上州高崎藩の郡奉行大石久敬が寛政6年（1794）、領主の命により書いたもので地方書としては著名の本である。この本の中の作徳勘定の一節を近世農家経済の事例として前に書いたが、その中の米の部分の再度のせる。再掲する理由は、当時の生産費的資料として内容的に見ても最も優れたものの一つとして数えあげられるべきものと考えからである。作徳勘定の数頁を読んだだけで著者大石久敬が極めて優秀な調査マンであったという印象を受ける。

田畑を通じて各作物の作付面積、反収、自家、雇傭別の労力、米価、金銀銅銭の交換比率、肥料



の種類別金額、金額による表示等、部分的にはこの本を比適するものはあるが全体を通じて、調査資料としてはもっとも整備されている。著者は郡奉行職にあり、その著書は、年貢徴収者側のものとして分類されるが、今迄述べて来た他の地方書と稍趣きを異にしている。前述した官側の書は、いわば実際に年貢徴収の実務に掌つさわる人々の手引心得のためとして書かれているのに対し、地方凡例録における事例は、その方面では素人である領主に対し百姓の生活状態なり年貢との関係や歴史的な事等の様子を知らせることを目的としているといった違いがある。聞取り等によってある程度補足したにしろ、土台には実際の農家の記帳メモ的なものがあったものと推測される。

この点、分類としては寧ろ、次に述べる民間側の資料に入れるべきものかとも思われるが、著者の経歴はともかく、著書を書いた当時の著者の立場によって分類したので第一の年貢徴収者側の資料としてのせておく。

事例は田畑反別5反5畝歩について述べてある中、中田4反歩の中の生産費に関係ある分だけ抜き書きする。

#### ア 原文

「右田4反歩任付入用積り

人夫108人（苗地拵へ、畝い手間13人、肥持出し6人、肥大豆蒔入並田植地ならし、植付、稲刈上、米拵手間共、15人。田の草三度取手間24人）

内18人雇人夫 此の賃銭1貫800文、但し1人に付百文づつ、90人自家労力

馬4匹。 荒起しより植付迄3度かきならし手間、此銭1貫200文但し1匹300文

干鰯ふすま類。此代金1両 肥大豆。2斗余 此代金1分

水肥。12荷 此代金1貫164文但1荷につき93文（97文か） 計1両1分銭4貫164文。」

註、1. 農具代は塩、ミソ、薪代等と1括計上2両とあり、区分出来ない。

2. 種代計上してない。

#### イ 説明

中田4反歩の数字であるから反当にすると、

(1) 労力 27人（内雇備4.5人、自家労力22.5人）

賃銭 2貫700文（内雇備分450文、自家労力分2貫250文）

(2) 肥料代 2貫41文（両に5貫600文換え、4反歩で1両1分1貫164文）

(3) 馬代 300文

合計 5貫41文

反当収量は、1石6斗8升であり両に8斗4升替えだから反当2両、銭にして11貫200文になる。

反当収量に対して上記生産費5貫41文（自家労働力を含む）は約45%に当る。

今種代を反当粃1斗米5升を見て加算すると1升銭66.7文になるから種代334文になる。

これを加えて計算すると生産費の割合は48%になる。農具代は塩、ミソ等と合計して2両とあり、不明だがかりにこの半分が4反歩の水田の農具代と見積ると反当1分になる。この分を加えると反当生産費は収穫高の約60%になる。種代はともかく農具代が不確かだが当時の生産費は、収穫高の約50%~60%位というのが5~6反耕作（うち水田4反歩）の小農の実態にほぼ近いのではあるまいか。（岩手支部）

※この稿は規定の頁数を超えるため分割掲上することとして、次回に「〔Ⅱ〕民間側の米の生産費の事例」を、その次に「〔Ⅲ〕まとめ」を分割掲上する予定にしている。 —編集委員—